

ID: 269

担当部署: 上下水道局

処分の概要	分担金の減免及び徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例 第7条		
例 規 番 号	平成17年条例第155号		
【根拠条文】 (分担金の減免及び徴収猶予) 第7条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。 2 市長は、受益者が災害その他特別の理由があると認めるときは、分担金の徴収を猶予することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日